

広島地裁吉岡決定に関する声明

～広島高裁抗告理由書提出に寄せて～

2021年11月4日、広島地方裁判所は、私たちが訴えている伊方原発3号機の運転差止仮処分申立てに対して却下決定を下しました（吉岡茂之裁判長、右陪席・中井沙代裁判官、左陪席・佐々木悠土裁判官）。この決定（以下「吉岡決定」）は、日本国憲法の最も高い価値である国民一人一人の「人格権」を守り、一人一人の「いのち」や身体、健康の安全を保障し、一人一人が幸福にその生涯を全うする権利を持っている、という立場から見ると、戦後司法が下した判断の中では最悪の一つといえます。

吉岡決定の問題点は、その非論理的書きぶりは別としても、大きな点は次の5点に集約されるでしょう。

- ① 住民側の訴えを無視するならまだしも、わざわざ自分に都合のいいようにねじ曲げて解釈し、その解釈に基づいて決定を下していること。また同時に肝心要の訴えに対しては、司法として判断停止を決め込んでいること。
- ② 平成4年の伊方最高裁判決の司法判断の枠組みを、合理的な理由もなしに採用しなかったこと。
- ③ ②と大いに関連するのですが、主張・立証責任を全面的に住民に負わせたこと。（この点が、これまでの例えば四大公害裁判やこれまでの原発裁判で打ち立てられた「立証責任論」を無視し、圧倒的な力を持つ大企業を一方的に擁護する大きな問題点です。国民一人一人に「大企業の奴隷の論理」を押しつける結果となっています。）
- ④ 原子力規制委員会の規制基準に適合しその審査に合格することは、当該原発の安全を担保するもの、と信じていること。いいかれば、吉岡決定は、新規制基準は原発の「安全」に関する基準であり、規制委は当該原発の「安全」を審査していると思込んでいること。
- ⑤ 国民一人一人の人格権は、日本国憲法上最高の法的価値を持つとされ、それゆえに、その「妨害予防権」を認め、その請求権も認めているのですが、吉岡決定は事実上「妨害予防請求権」を有名無実化しようとしていること。

いずれの一点をとってみても、司法判断としては悪質極まりなく、このまま見過ごしておくわけにはいきません。

福島原発事故を機に2012年6月27日、環境基本法13条の放射性物質適用除外規定が削除されました。このことの意味は、日本で初めて放射性物質が公害原因物質として位置づけられたということです。

「立証責任転換論」は四大公害裁判を通して定着していきました。

昭和48年度版（1973年）環境白書には「四大公害裁判の教訓」という項目が設けられ、その中で「・・・少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべき」とする四日市公害裁判の判決の趣旨を引用しています。

この精神こそ日本国憲法の理念にかなうものではないでしょうか。

この日本国憲法の理念から、「立証責任転換論」が生み出されたのです。

吉岡決定は「立証責任転換論」を採用せず、「四大公害裁判の教訓」を踏みにじりました。四大公害裁判の闘いが長い年月と多くの犠牲を経て獲得した成果を無価値とし、事実上人格権に最高の価値を置くという憲法上の法理を尊重しなかったのです。

吉岡決定は日本国憲法の精神と理念を真っ向から否定しています。このような司法判断は永久に葬り去らねばなりません。

私たちはこれから舞台を広島高裁に移して抗告審を闘って参ります。このような反憲法的な考え方を永久に葬り去るために。

2022年1月7日
伊方原発広島裁判事務局